

# 令和3年度 静岡県ヘルスケアビジネス参入支援（専門家派遣）事業業務委託の 企画提案募集要項

## 1 趣旨

静岡県では、民間事業者等による地域の実情に根ざしたヘルスケアビジネスの創出を促進するため、新たにヘルスケアビジネスに参入する者等に対して専門家派遣による相談支援を行うコンソーシアムを公募し、委託先を選定します。

## 2 事業概要

- (1) 事業名 静岡県ヘルスケアビジネス参入支援（専門家派遣）事業
- (2) 事業主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 採用方式 公募での企画提案方式
- (5) 事業内容 5の「募集事業の内容等」のとおり
- (6) 契約期間 契約締結日～令和4年3月1日（火）
- (7) 委託価格の限度額 877千円（税込）

## 3 応募資格

次の要件を満たす「コンソーシアム（共同事業体）」であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること

ア 民間事業者（※1）二者以上又は民間事業者二者以上及び継続して事業を行う個人（以下「民間事業者等」という。）により構成されていること

※1 企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等（地方公共団体を除く。）とします。

イ 民間事業者等のうち半数以上は、静岡県ヘルスケア産業振興協議会の会員である（契約までに会員となることを見込まれる場合を含む。以下同じ。）こと

ウ コンソーシアム構成員の民間事業者の内から、委託契約（※2）に関する全ての手続き及び委託事業遂行に係る事務局業務を担う者（以下「代表機関」という。）が選定されていること

また、代表機関は、静岡県ヘルスケア産業振興協議会の会員である法人であること

※2 委託契約は、コンソーシアムの代表機関と締結します。

## 4 応募の制限

次のいずれかに該当する構成員を含むコンソーシアムは応募できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない民間事業者等
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の民間事業者等
- (3) 県税を滞納している民間事業者等
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 民間事業者等が次のアからキに該当する場合
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする民間事業者等

## 5 募集事業の内容等

### (1) 専門家の登録と派遣

静岡県内において、新たにヘルスケアビジネスに参入しようとする中小企業者等（既存の事業と異なるビジネスモデルの構築に着手する者を含む。以下同じ。）及びヘルスケアビジネス参入後間もない中小企業者等への専門家派遣に関する業務（20件程度）

<事業実施における留意点>

- ア 中小企業者等の希望に応じ、ヘルスケアビジネス参入前から参入後の初動体制を構築するまでの間、適切な助言ができる専門家を派遣すること  
 なお、中小企業者等が希望する場所への実地派遣を原則とするが、必要な場合は、県と協議のうえで、これ以外の適切な方法により専門家が助言を行うことが可能であること
- イ 静岡県中小企業支援センター（公益財団法人静岡県産業振興財団）が行う専門家派遣事業の仕組みに準じて実施すること（派遣専門家の選定、派遣費用等、専門家派遣の流れなど）  
 ※静岡県中小企業支援センターの専門家派遣事業の仕組みについては、こちらを参照してください。→ <http://www.ric-shizuoka.or.jp/advice/>  
<http://www.ric-shizuoka.or.jp/images/1087.pdf>（概要パンフレット）  
<http://www.ric-shizuoka.or.jp/images/1066.pdf>（申請企業向け注意点）  
<http://www.ric-shizuoka.or.jp/images/1067.pdf>（登録専門家向け注意点）
- ウ 公益財団法人静岡県産業振興財団と連携して事業を行うこと
- エ 医療及び介護における専門家を派遣できる体制を確保すること  
 また、社会情勢並びに中小企業者等及び専門家の状況を考慮し、実地派遣に代えてWeb環境の活用等により専門家が助言を行う体制を整えること
- オ 静岡県ヘルスケア産業振興協議会会員が、新規事業提案により国、県等の助成・委託事業等に採択された場合は、その希望に応じ、優先的に専門家派遣を行うこと  
 なお、専門家派遣の優先度については、必要に応じて、事前に県と協議すること
- カ コンソーシアムの構成員（登録された専門家を含む）は、本事業に係る専門家派遣を受けることはできないこと
- キ 可能な範囲で、専門家派遣を行った案件（前年度以前に実施したものを含む。）の事後の事業化（経過）について調査を行い、定期的に県に報告すること

### (2) 成果の検証及び報告

実績報告に合わせ、専門家派遣を実施した案件の成果（専門家及び相談者、相談内容、助言内容、相談者による事業評価、今後の見込み、事後経過等）を取りまとめて提出すること

### (3) 事業の要件

次のすべてを満たすこととします。

- ア 静岡県内において実施すること
- イ ヘルスケアビジネス参入に係る中小企業者等のニーズに応じた専門家を適切に派遣できる体制が整備されていること
- ウ 代表機関が、県との調整や専門家派遣に係る一連の事務等を遂行できる事務局機能を十分有していると認められること
- エ 本委託事業期間内に、国や県等が有する他の制度（補助金、委託費等）により重複して助成対象とされる事業でないこと

### (4) 事業の期間

#### ア 事業の開始

委託契約の締結後、概ね令和3年5月下旬となります。状況により、前後する場合があります。

※契約・事業実施については、後記「10 契約及び業務実施にあたっての留意点等」参照

#### イ 事業の終了

事業終了は、令和4年3月1日（火）までとします。

### (5) 対象となる経費

委託費の対象となる経費は、以下のとおりです。

いずれの経費も、本事業の用に供したことが証拠書類から事後確認できる必要があります。

区分	主な内容
謝金	専門家派遣に係る謝金
旅費	専門家派遣に係る旅費（実費を基本とする）
その他諸経費	上記以外の費用であって、当事業の実施に必要であると県が認めるもの

## 6 委託費

上限額 877千円（派遣件数20件程度を想定）

ただし、支払にあたっては、派遣実績に応じた額とします。提案書の提出に際しては、派遣1件あたりの所要額（旅費を除く。）も見積もってください。

また、委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額については、応募状況・事業内容により変動することがあります。

なお、委託費は、原則として県が実績を確認、承認した後の支払いとします。（県が、前金払が必要と認めた場合を除く。）

## 7 募集方法及び説明会について

募集は、本募集要項を県商工振興課ホームページに掲載することにより行います。募集要項は、ホームページからダウンロードしてください。県商工振興課でも募集要項を配布します。

### ○ 県商工振興課ホームページへの掲示時期

令和3年4月19日（月）～5月14日（金）まで

ホームページURL <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/index.html>

### ○ 県商工振興課での配布

令和3年4月19日（月）～5月14日（金）まで（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

### ○ 公募説明会

開催しません。

## 8 応募手続き等

応募書類を4部（1部原本、3部写し）、持参又は郵送により提出してください。電子メール、フ

アクセスによる提出は認めません。

(1) 応募書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 登録予定専門家の概要等（様式3）

エ 経費積算書（様式4）

オ 法人概要が分かる資料及び直近2年の決算書(貸借対照表及び収支計算書) ※代表機関のみ

(2) 提出期限

令和3年5月14日(金)午後5時まで (必着)

(3) 提出先

静岡県 経済産業部 商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁東館7階 電話 054-221-2182

(4) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

一つのコンソーシアムにつき、1提案とします。

イ 募集要項の承諾

応募コンソーシアムは、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 応募コンソーシアムの失格

応募したコンソーシアムが次の事項に該当した場合には、失格とします。

(ア) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の記載をした場合

エ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しません。

オ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、有識者に閲覧させることがあります。

また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

カ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募するコンソーシアムの負担とします。

ク 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となります。

(5) 応募に関する質問と回答

応募に関する質問は書面により受け付けます。口頭（電話）による質問は受け付けません。

ア 受付期間：令和3年5月11日（火）午後5時まで

イ 受付方法：「質問書（様式5）」に記入のうえ、電子メール又はFAXにより下記まで送付すること。

ウ 送付先：電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp（FAX 054-221-3216）

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、県商工振興課ホームページに掲載します。

なお、募集要項の内容と質問に対する回答の内容に相違がある場合には、質問に対する回答をもって募集要項に変更があったものとします。

## 9 審査

審査は、書面審査により行います。

### (1) 事務局審査

応募資格を満たすこと、必要な書類が添付されていること及び提案内容が本募集要項5の「募集事業の内容等」に即していることを、事務局が提出された書面により審査します。

### (2) 審査委員会による審査

提出された書面について、審査委員が下記の項目に従って審査します。

	項 目	審 査 基 準
1	専門家の派遣体制	ヘルスケアビジネス参入に係る中小企業者等（相談者）のニーズに応じた専門家を適切に派遣（代替方法による場合を含む。以下同じ。）できる体制が整備されているか。 また、ヘルスケアビジネス参入希望者にとって、専門家派遣が利用しやすい仕組み等が提案されているか。
2	事務の遂行体制	代表機関が、事務局として、県との調整や専門家派遣に係る一連の事務等を遂行できる人的基盤を有しているか。
		代表機関が、事務局として委託事業を遂行するための経営基盤を有しているか。
3	経費見積りの妥当性	適切な経費の見積り及び積算がされているか。

### (3) 審査結果の通知及び公表

委託候補に選定されたコンソーシアムについて、県商工振興課のホームページへの掲載等により公表する（令和3年5月下旬を予定）とともに、当該公表日以降速やかに全応募者に対して、審査結果を通知します。

## 10 契約及び業務実施にあたっての留意点等

(1) 委託候補事業の内容等について、代表機関と県で協議の上、委託要領等を作成し、見積もりを徴した後、県が設定する予定価格の範囲内で契約を締結します。

(2) 代表機関は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者を1名配置し、事業の進捗状況等について、定期的に県と調整を行っていただきます。

(3) 代表機関は、委託事業の経理を他の経理と明確に区分して会計処理を行う必要があります。

(4) 代表機関は、個人情報等の取り扱いに関し、万全の対策・運用方法を講じていただきます。

(5) 代表機関は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておく必要があります。

事業終了後に行われる検査等により不適切な事項が判明した場合は、交付された委託費であっても、全部又は一部の返還請求を受けることがありますので御留意ください。

(6) コンソーシアムにおける各民間事業者等の役割分担等については、あらかじめ、コンソーシアムの管理及び運営に係る規約等で定めておくこととしてください。

### <お問い合わせ先>

静岡県 経済産業部 商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2182 F A X : 054-221-3216

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

電子メール : [ssr@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:ssr@pref.shizuoka.lg.jp)

ホームページ : <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/index.html>